

埼玉工業大学における公的研究費等の使用に関する行動規範

令和7年10月28日 制定

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づき、公的研究費を使用する上での本学の構成員としての取組みの指針を明らかにするために、以下のとおり「埼玉工業大学における公的研究費等の使用に関する行動規範」を定め、一人ひとりがこれを実践するものとする。

なお、構成員とは、本学に所属する研究者、事務職員及びその他公的研究費の使用に関係する者をいう。

1. 構成員は公的研究費等の使用にあたって、当該費用の配分機関が定める各種規則及び本学が定める諸規程、その他関係法令等を遵守する。
2. 構成員は公的研究費の原資が国民の税金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。また、常に説明責任を有していることを自覚して、国民の信頼に応えるようその職責の遂行に全力を尽くさなければならない。
3. 研究者は個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を自覚して行動しなければならない。
4. 事務職員は専門的能力（業務に関する知識等）をもって公的研究費の適正な執行を確保し、効率的な研究推進を目指した事務を行う立場にあるとの認識にたって業務を遂行しなければならない。
5. 構成員は業務の遂行にあたって、本学が定期的に行う研究倫理教育プログラムの受講ならびに研修会等に参加し、本学の公的研究費使用マニュアルの使用ルールを遵守し、適正に執行しなければならない。

以上